

全国の地方公共団体における熱中症対策の推進による、災害時の熱中症の予防(全国47都道府県)

事業者：全地方公共団体

I-1 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

熱中症予防に関する情報提供

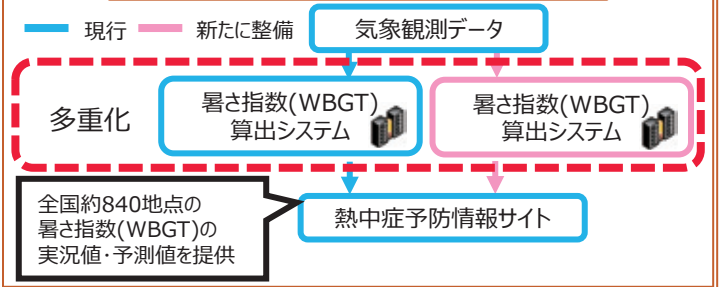


熱中症予防対策ガイドンス策定事業



令和元年度熱中症予防対策ガイドンス策定事業における実証事業の例

暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化



対策名：No.65 熱中症予防のための緊急対策

事業名：熱中症予防対策推進事業、クールシティ推進事業

- ポイント**
- 自治体等担当者向けシンポジウムや普及啓発イベントを実施
 - 様々な熱中症の普及啓発資料を全国自治体等へ配布
 - 暑さ指数(WBGT)の算出体制の強化

地域の概要・課題

平成30年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨等、近年夏季の大規模な自然災害が発生していることにより、被災者や支援者に対する熱中症対策強化の必要性が指摘されるようになりました。災害時の被災者やボランティアなども含めた熱中症の発生を防ぐために、平時からの熱中症対策をより積極的に推進することが求められています。

事業の概要

夏季に災害が発生した際の被災者やボランティアなどの熱中症対策を推進するために、自治体や国民に対する熱中症予防情報の発信体制の強化やシンポジウム等知見提供の機会の増加や優良事例の展開等を実施しました。

〔見込まれる効果〕

地方公共団体を中心に、暑くなる前から災害時の対応も含め熱中症対策が実施されることで、夏季に災害が発生した際に、被災者やボランティア等において熱中症の発生の予防に繋がることが見込まれます。

I-2 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

I-3 避難行動に必要な情報等の確保